

社会保障と税の一体改革成案決定

社会保障と税の一体改革は、2010年10月に政府・与党社会保障改革検討本部が設置され同年11月から2011年6月まで議論が進めてきました。政府・与党社会保障改革検討本部は、6月30日に「社会保障・税一体改革成案」を決定し、7月1日の閣議に報告しました。成案には、最低保障機能の強化や高所得者の年金給

付見直し、厚生年金の適用拡大等年金の現行制度の改善項目の検討が明記されています。また、社会保障改革の財源となる消費税については、「2010年代半ばまでに10%まで引き上げる」としています。今後2012年以降の法案提出に向けて、審議会等で議論が開始される予定です。

< 社会保障と税の一体改革成案の概要 >

【社会保障改革の基本的考え方】

「3つの理念」と「5つの原則」を踏まえたものとする。

『3つの理念』

参加保障
普遍主義
安心に基づく活力

『5つの原則』

全世代対応
未来への投資
分権的・多元的供給体制
包括的支援
負担の先送りをしない安定財源

【改革の優先順位】

- ～ をまず優先的に取り組む
- 子ども・子育て支援、若者雇用対策
 - 医療・介護等のサービス改革
 - 年金改革
 - 制度横断的課題としての「貧困・格差対策、低所得者対策」

【社会保障の機能強化にかかる追加費用】

- 消費税率を2010年代半ばまでに10%まで段階的に引き上げて「社会保障目的税化」し、年金・医療・介護に加え、少子化対策の費用に充てる。
- 税制改革では、格差是正や所得再配分機能の回復、給付つき税額控除などの所得税改革、相続税の課税ベース・税率構造の見直し等を行う。

社会保障と税の一体改革成案の詳細はこちらをご覧ください。

http://www.nga.gr.jp/news/h230707tizeizaitoku_shiryu3.pdf